

○尾張旭市イメージキャラクター等の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市のイメージアップを図り、愛着を深める目的として、市のイメージを内外に伝えるために制定した尾張旭市イメージキャラクター及びその名称「あさぴー」（以下「キャラクター等」という。）の使用について必要な事項を定め、キャラクター等の有効的な活用を図ることを目的とする。

(キャラクター等の定義)

第2条 この要綱において「キャラクター等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 市が定めた尾張旭市イメージキャラクターの基本及び展開デザイン
- (2) 市が定めたイメージキャラクターの名称「あさぴー」

(著作権等)

第3条 キャラクター等についての著作権、使用許諾権等一切の権利は、尾張旭市が所有する。また、商標登録出願などは一切認めないものとする。

(使用許可基準)

第4条 第1条に規定する目的で、出来るだけ多くの人に広い範囲でを使用することを基本とし、デザイナー等を提供する。このデータ等は、そのまま又は、加工してホームページや印刷物などに自由に使用できるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 第1条の趣旨に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用しようとするとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用しようとするとき。
- (5) 特定の個人等の売名に利用しようとするとき。
- (6) 市の事業又は、市が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められるとき。
- (7) 市のイメージを損ねると認められるとき。
- (8) キャラクターそのものを加工するなど、キャラクターのイメージを損ねると認められるとき。
- (9) 任意に図柄等を作成する場合で、原作のイメージを損なうと認められるとき。
- (10) データそのものの複製、第三者への再配布、販売、賃貸、貸与等をする恐れがあるとき。
- (11) キャラクター等を正しい使用方法に従って使用しないものと認められるとき。
- (12) 品質、性能等に関して公的機関の認定が必要な新製品に使用しようとする場合において、当該認定等が得られないとき。
- (13) 社会通念上許可することが不適当と認められるとき。
- (14) その他市長が許可することが不適当と認められるとき。

(販売目的の使用許可申請)

第5条 前条の規定にかかわらず、キャラクター等を使用して販売を目的とする商品等を製作しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、尾張旭市イメージキャラクター等販売目的使用許可申請書（第1号様式）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

（使用許可）

第6条 市長は、第5条に規定する申請に基づき、許可することが適当と認めたときは、尾張旭市イメージキャラクター等使用許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

（許可期間）

第7条 キャラクター等の使用許可期間は、許可日より3年間とする。

（使用不許可）

第8条 市長は、第5条に規定する申請を許可することが不適当と認めるときは、不許可の理由を付し申請者に書面で通知するものとする。

（使用料）

第9条 使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第10条 キャラクター等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 市で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (3) 市で指示する事項を使用対象物件に明記すること。
- (4) 使用前に当該使用に係る物件の完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができるものとする。
- (5) 商標登録出願を行うことは認めないこととする。

（許可の取消し）

第11条 市長は、当該使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取消すものとし、許可の取消し理由を付し使用者に書面で通知するものとする。

- (1) 前条に違反していると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。

2 前項の規定により許可を取消された者は、当該許可に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

3 市長は、許可を取消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。

4 市長は、許可を取消された者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

（損害賠償）

第12条 前条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより市に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、キャラクター等の使用に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月27日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

尾張旭市イメージキャラクター等使用許可申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名)

電話番号

下記のとおり尾張旭市イメージキャラクター等を使用した物品を製作し、販売をしたいので、申請します。なお、尾張旭市イメージキャラクター等の使用に関する要綱の規定を遵守します。

記

- 1 使用目的(物品名)
- 2 使用方法
- 3 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 使用数量
- 5 販売(経費)総額

担当者連絡先

(所属・氏名・電話)

添付書類 (1)企画書(レイアウト・スケッチ・原稿等)、(2)申請者の概要・現況を示すもの、(3)キャラクター等を使用する事業の予算書、(4)その他参考となるもの

第2号様式(第6条関係)

尾張旭市イメージキャラクター等販売目的の使用許可書

年 月 日

氏名(名称及び代表者名) 様

尾張旭市長 印

平成 年 月 日付けで申請のありました尾張旭市イメージキャラクター等販売目的の使用については下記の条件を付して許可します。

記

1 許可内容は、次のとおりとする。

使用目的(物品名)

使用方法

使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

使用数量

販売(経費)総額

2 使用に際しては、尾張旭市イメージキャラクター等の使用に関する要綱及び許可内容を遵守すること。

3 商標登録等は一切認めない。

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第6条関係）